

浜松市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月2日

浜松市長 中野 祐介

- 1 指定管理者の名称
公益財団法人浜松市花みどり振興財団
理事長 塚本 こなみ
- 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称
所在地：浜松市中央区舘山寺町195番地
名称：舘山寺総合公園
- 3 管理する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 浜松市都市公園条例第3条第1項及び第3項並びに第7条の2の許可に関する業務
(2) 舘山寺総合公園の維持管理に関する業務（市長が定める業務を除く。）
(3) その他、舘山寺総合公園の管理に関して市長が必要であると認める業務
- 5 利用料金に関する事項
舘山寺総合公園の利用料金は、指定管理者の収入とする。